

木津川市健康福祉部社会福祉課

障害福祉サービス及び通所支援に係る受給者証等の送付について

先に申請のありました障害福祉サービス又は通所支援について、別添のとおり受給者証等を送付します。支給決定内容をご確認いただき、適切に保管してくださいますよう、お願いします。

1 支給決定通知書について

支給決定通知書は、申請に基づき支給決定をおこなった旨を通知するものです。ご利用いただいている障害福祉サービス事業所等へ提出する必要はございませんが、あなたのサービス利用について証明する書類ですので、大切に保管してください。

2 受給者証について

受給者証は、あなたが障害福祉サービス又は通所支援に係る支給決定を受けていること及びその内容を証する証票であり、サービスの利用のために必要となるものですので、ご利用いただく障害福祉サービス事業所等に提示をお願いいたします。

なお、更新又は変更の方につきましては、受給者証の支給決定部分のみを送付させていただいております。冊子部分及びカバーについては、現在お持ちのものを引き続きご使用下さい。紛失、破損又は冊子の記入欄がすべて埋まってしまった場合は、新しいものをお渡ししますので、社会福祉課（木津川市役所庁舎1階4番窓口）へお越しください。

また木津川市では「もっとこファイル（旧名称 サポートファイルきづがわ）」を配布しています。「もっとこファイル」は、ご本人様やご家族様の支援を行うために様々な情報を記録するファイルであり、例えばサービス等利用計画や個別支援計画などのご本人様の情報を挟み、関係機関に提示することで、的確に情報を伝えることができ、よりよい支援に活かすことができます。受給者証につきましても「もっとこファイル」に挟んでいただき、ご利用いただく障害福祉サービス事業所等に提示することにより、よりよい支援につながるものと考えますので、ぜひともご活用下さい。

3 もっとこファイルの配布先について

社会福祉課（木津川市役所庁舎1階4番窓口）

※在庫数に限りがあります。郵送は致しかねますのでご了承ください。

担当	〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外110番地9 木津川市健康福祉部社会福祉課 障害者福祉係
電話 FAX	(0774)-75-1211 (0774)-75-2083